

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 生活騒音関係条文抜粋

第四章 工場公害対策等

第五節 特定行為の制限

(夜間の静穏保持)

第百三十三条 何人も、夜間(午後八時から翌日の午前六時までの間をいう。)においては、道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(規制基準の遵守等)

第百三十六条 何人も、第六十八条第一項、第八十条及び第二百二十九条から前条までの規定に定めるもののほか、別表第十三に掲げる規制基準(規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度)を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生をさせてはならない。

(勧告)

第百三十八条 知事は、騒音又は振動が第二百二十九条から第百三十三条まで及び第百三十六条の規定に違反することにより、周辺の生活環境に支障を及ぼしていると認めるときは、その違反行為をしている者に対し、期限を定めて、生活環境に及ぼす支障を解消するために必要な限度において、騒音又は振動の防止のための方法、施設の改善その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

(停止命令等)

第百三十九条 知事は、第二百二十六条、第二百二十九条から第百三十四条まで及び第百三十六条の規定に違反する行為をしている者があると認めるとき(騒音、振動及び廃棄物等の焼却行為については、前二条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき)は、その者に対し、期限を定めて生活環境に及ぼす支障を防止するために必要な限度において、当該違反行為の停止、施設の改善、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法の改善その他の必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、前条の規定により勧告を受けた者のうち、第百三十二条に定める営業を営み、又は作業を行う者が、その勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、生活環境に及ぼす支障を防止するために必要な限度において、騒音の防止が必要な時間の当該営業又は作業の停止を命ずることができる。

第七章 罰則

第百五十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九十一条、第九十八条第四項、第百十四条第二項若しくは第四項、第百二十五条第二項又は第百三十九条の規定による命令に違反した者

二 第二条又は第三条の規定による命令又は処分に違反した者

(平三〇条例一二〇・一部改正)

別表第十三 日常生活等に適用する規制基準(第百三十六条関係)
(平二七条例六三・平二七条例一二二・令二条例三九・一部改正)

一 騒音

種別	該当地域	音源の存する敷地と隣地との境界線における音量			
		6～8時	8～19時	19～23時	23～6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 AA地域<環境基本法・環境基準の地域類型> 第1種文教地区<東京都文教地区建築条例> 上記の地域に接する地先及び水面	40 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第1種中高層住居専用地域(第1種区域を除く) 第2種中高層住居専用地域(第1種区域を除く) 第1種住居地域(第1種区域を除く) 第2種住居地域(第1種区域を除く) 準住居地域(第1種区域を除く) 無指定地域(第1種・第3種区域を除く)	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域(第1種区域を除く) 商業地域(第1種・第4種区域を除く) 準工業地域 工業地域 上記の地域に接する地先及び水面	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	商業地域であつて知事が指定する地域	60 デシベル	70 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
<p>・第2種区域・第3種区域・第4種区域の区域内に所在する学校・保育所・病院・診療所・図書館・老人ホーム・認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>・保育所 その他の規則で定める場所*において、子供(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下この表において同じ。)及び子供と共にいる保育者並びにそれらの者と共に遊び、保育等の活動に参加する者が発する次に掲げる音については、この規制基準は、適用しない。</p> <p>(1) 声</p> <p>(2) 足音、拍手の音その他の動作に伴う音</p> <p>(3) 玩具、遊具、スポーツ用具その他これらに類するものの使用に伴う音</p> <p>(4) 音響機器等の使用に伴う音</p>					

※保育所 その他の規則で定める場所

- 1 保育所・認証保育所(児童福祉法第 35 条第 4 項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都が認証したもの)
- 2 学校教育法第 1 条に規定する幼稚園
- 3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
- 4 児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設
- 5 都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園 その他これに類する公園
- 6 上記のほか、子供の健やかな成長を図るために必要な場所として 知事(区市長)が認める場所

二 振動 (略)